新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 101 号
平成24年12月28日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

規　　則
48　新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境対策課）
49　新潟県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則（畜産課）
告　　示
1512　指定管理者の指定（文化振興課）
1513　指定管理者の指定（障害福祉課）
1514　保安林の指定解除（治山課）
1515　土地改良区役員の退任届（農地計画課）
1516　土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
1517　道路の区域変更（道路管理課）
1518　道路の供用開始（道路管理課）
1519　道路の区域変更（道路管理課）
1520　道路の供用開始（道路管理課）
1521　土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
1522　土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
1523　都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
1524　都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
公　　告
特定調達契約の落札者等（情報政策課）
特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更（水産課）
人事委員会規則
６－1704　特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
教育委員会告示
7　新潟県公立小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程の一部改正（義務教育課）
新潟海区漁業調整委員会指示
8　水産動植物の採捕禁止（新潟海区漁業調整委員会）
佐渡海区漁業調整委員会指示
4　かご漁業の制限（佐渡海区漁業調整委員会）
公安委員会規則
14　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則（交通企画課）
公安委員会告示
66　技能検定員審査（運転免許センター）
67　教習指導員審査（運転免許センター）

規　　則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

新潟県規則第48号

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（汚水等に係る有害物質） **第15条**　条例第35条第２項第１号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。 (1)～(14)　（略） (15)　１，２－ジクロロエチレン (16)～(26)　（略） (27)　塩化ビニルモノマー (28)　１，４－ジオキサン	（汚水等に係る有害物質） **第15条**　条例第35条第２項第１号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。 (1)～(14)　（略） (15)　シス－１，２－ジクロロエチレン (16)～(26)　（略）
別表第６（第17条、第19条の２関係） 排出水に係る規制基準 (1) 有害物質	**別表第６**（第17条、第19条の２関係） 排出水に係る規制基準 (1) 有害物質
番号 ／ 有害物質の種類 ／ 許容限度 （略） 27 ／ （略） ／ （略） 28 ／ １，４－ジオキサン ／ １リットルにつき0.5ミリグラム （略）	番号 ／ 有害物質の種類 ／ 許容限度 （略） 27 ／ （略） ／ （略） （略）
(2)　（略）	(2)　（略）
別表第６の３（第21条の12関係） 地下水の汚染状況の監視に係る特定工場等及び特定事業場 １・２　（略） ３　次の各号のいずれかに該当する特定工場等又は特定事業場（水質汚濁防止法施行令別表第１第68号の２又は第71号の２に掲げる施設のみを設置している特定事業場を除く。） (1)　（略） (2) 次の表の有害物質の種類の欄に掲げる有害物質のいずれかを使用し、又は保管する特定工場等又は特定事業場のうち、当該有害物質の１年間の使用量又は保管量が同表の使用量又は保管量の欄に定める量以上であるもの	**別表第６の３**（第21条の12関係） 地下水の汚染状況の監視に係る特定工場等及び特定事業場 １・２　（略） ３　次の各号のいずれかに該当する特定工場等又は特定事業場（水質汚濁防止法施行令別表第１第68号の２又は第71号の２に掲げる施設のみを設置している特定事業場を除く。） (1)　（略） (2) 次の表の有害物質の種類の欄に掲げる有害物質のいずれかを使用し、又は保管する特定工場等又は特定事業場のうち、当該有害物質の１年間の使用量又は保管量が同表の使用量又は保管量の欄に定める量以上であるもの
番号 ／ 有害物質の種類 ／ 使用量又は保管量 （略）	番号 ／ 有害物質の種類 ／ 使用量又は保管量 （略）

7	１，２－ジクロロエチレン	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレンの合計量５トン
（略）		
14	（略）	（略）
15	塩化ビニルモノマー	１トン
16	１，４－ジオキサン	５トン

別表第６の５（第21条の12、第21条の18、第21条の19関係）

地下水の汚染状況の評価及び浄化措置命令に係る基準値

番号	有害物質の種類	基準値
（略）		
16	１，２－ジクロロエチレン	１リットルにつきシス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム
（略）		
27	（略）	（略）
28	塩化ビニルモノマー	１リットルにつき0.002ミリグラム
29	１，４－ジオキサン	１リットルにつき0.05ミリグラム
（略）		

別表第６の６（第21条の16、第21条の17関係）

特定地下浸透水の有害物質を含むものとしての要件

番号	有害物質の種類	基準値
（略）		
16	１，２－ジクロロエチレン	シス体にあつては１リ

7	シス－１，２－ジクロロエチレン	５トン
（略）		
14	（略）	（略）

別表第６の５（第21条の12、第21条の18、第21条の19関係）

地下水の汚染状況の評価及び浄化措置命令に係る基準値

番号	有害物質の種類	基準値
（略）		
16	シス－１，２－ジクロロエチレン	１リットルにつき0.04ミリグラム
（略）		
27	（略）	（略）
（略）		

別表第６の６（第21条の16、第21条の17関係）

特定地下浸透水の有害物質を含むものとしての要件

番号	有害物質の種類	基準値
（略）		
16	シス－１，２－ジクロロエチレン	１リットルにつき

		ットルにつき0.004ミリグラム、トランス体にあつては１リットルにつき0.004ミリグラム
（略）		
27	（略）	（略）
28	塩化ビニルモノマー	１リットルにつき0.0002ミリグラム
29	１，４－ジオキサン	１リットルにつき0.005ミリグラム
（略）		

		0.004ミリグラム
（略）		
27	（略）	（略）
（略）		

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

新潟県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

新潟県規則第49号

新潟県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

新潟県養ほう振興法施行細則（昭和39年新潟県規則第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
新潟県養蜂振興法施行細則 （趣旨） **第１条**　この規則は、養蜂振興法（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）及び養蜂振興法施行規則（昭和30年農林省令第45号。以下「省令」という。）の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。 （転飼養蜂業者の届出） **第２条**　（略） ２　法第３条第３項の規定による届出は、別記第２号様式によるものとする。 （転飼養蜂の許可申請） **第３条**　省令第２条の規定による転飼の許可の申請は、蜜蜂転飼許可申請書（別記第３号様式）に、転飼しようとする土地の管理者の土地使用承諾書（別記第４号様式）（国有林野にあつては、国有林野の使用の予諾を証する書類）及び付近見取図を添えて、知事に提出しなければならない。 **別記** **第１号様式**（第２条関係） 蜜蜂飼育届 （略） 住　所 電話番号 氏　名　㊞ （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 養蜂振興法第３条第１項の規定により、下記のとおり蜜蜂の飼育について届け出ます。 記 １　　年１月１日現在蜜蜂飼育状況 （略）　飼育蜂群数	新潟県養ほう振興法施行細則 （趣旨） **第１条**　この規則は、養ほう振興法（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）及び養ほう振興法施行規則（昭和30年農林省令第45号。以下「省令」という。）の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。 （転飼養ほう業者の届出） **第２条**　（略） ２　法第３条第２項の規定による届出は、別記第２号様式によるものとする。 （転飼養ほうの許可申請） **第３条**　省令第２条の規定による転飼の許可の申請は、みつばち転飼許可申請書（別記第３号様式）に、転飼しようとする土地の管理者の土地使用承諾書（別記第４号様式）（国有林野にあつては、国有林野の使用の予諾を証する書類）及び付近見取図を添えて、知事に提出しなければならない。 **別記** **第１号様式**（第２条関係） みつばち飼育届 （略） 住　所 氏　名　㊞ （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 養ほう振興法第３条第１項の規定により、下記のとおりみつばちの飼育について届け出ます。 記 １　　年１月１日現在みつばち飼育状況 （略）　飼育ほう群数

２　　年蜜蜂飼育計画

（略）	飼育予定最大計画蜂群数

備考

１～３　（略）

４　本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。

第２号様式（第２条関係）

蜜蜂飼育変更届

（略）

住　所
電話番号
氏　名　㊞
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

養蜂振興法第３条第３項の規定により、先に届け出た事項について変更があつたので下記のとおり届け出ます。

（略）

備考

１　氏名又は代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

２　本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。

第３号様式（第３条関係）

蜜蜂転飼許可申請書

（略）

現住所
通信連絡場所
電話番号
氏　名　㊞
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり転飼について許可を受けたいので、養蜂振興法第４条第１項の規定により申請します。

記

（略）	最大計画蜂群数	飼育者住所氏名

備考

１・２　（略）

２　　年みつばち飼育計画

（略）	飼育ほう群数

備考

１～３　（略）

第２号様式（第２条関係）

みつばち飼育変更届

（略）

住　所
氏　名　㊞
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

養ほう振興法第３条第２項の規定により、さきに届け出た事項について変更があつたので下記のとおり届け出ます。

（略）

備考　氏名又は代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第３号様式（第３条関係）

みつばち転飼許可申請書

（略）

本籍地
現住所
通信連絡場所
氏　名　㊞
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり転飼について許可を受けたいので、養ほう振興法第４条第１項の規定により申請します。

記

（略）	ほう群数	飼養管理者住所氏名

備考

１・２　（略）

3　本申請に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。 **第５号様式**（第４条関係） 転飼許可証再交付申請書 （略） 住　所 転飼場所 通信連絡場所 電話番号 氏　名　㊞ （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 亡失 転飼許可証を損傷したので、新潟県養蜂振興法施行細則第４条の規定により再交付を申請します。 （略）	**第５号様式**（第４条関係） 転飼許可証再交付申請書 （略） 住　所 転飼場所 通信連絡場所 氏　名　㊞ （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 亡失 転飼許可証を損傷したので、新潟県養ほう振興法施行細則第４条の規定により再交付を申請します。 （略）

附　則

この規則は、平成25年１月１日から施行する。

告　　示

◎新潟県告示第1512号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年12月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

1　指定管理者に管理を行わせる施設の名称
　新潟県民会館
2　指定管理者となる団体の所在地及び名称
　新潟市中央区一番堀通町３番地13
　公益財団法人新潟県文化振興財団
3　指定の期間
　平成25年４月１日から平成30年３月31日まで
4　指定年月日
　平成24年12月21日

◎新潟県告示第1513号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年12月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

1　指定管理者に管理を行わせる施設の名称
　新潟県あけぼの園
2　指定管理者となる団体の所在地及び名称
　長岡市浦字中の坪528番４
　社会福祉法人中越福祉会
3　指定の期間
　平成25年４月１日から平成30年３月31日まで
4　指定年月日

平成24年12月21日

◎新潟県告示第1514号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年12月28日

新潟県南魚沼地域振興局長

１　解除に係る所在場所

新潟県十日町市丙246の２

２　保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

３　解除の理由

道路用地とするため

◎新潟県告示第1515号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐渡市の新穂村土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年12月28日

新潟県佐渡地域振興局長

１　退　任

理事　佐渡市新穂舟下 68 番地　佐藤　吉男

退任年月日　平成 24 年７月 31 日

◎新潟県告示第1516号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区の定款の変更を平成24年12月18日認可した。

平成24年12月28日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第1517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　上越安塚浦川原線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
上越市安塚区下方字大畑新田 87 番１から 同市安塚区安塚字小林2241番１まで	新	9.4～17.5メートル	234.3メートル
	旧	9.4～17.5メートル	234.3メートル

◎新潟県告示第1518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　路　線　名　県道　上越安塚浦川原線

2　供用開始の区間

上越市安塚区下方字大畑新田87番１から同市安塚区安塚字小林2241番１まで

3　供用開始の期日　平成24年12月28日

◎新潟県告示第1519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　大潟高柳線

3　道路の区域

区　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　長
上越市吉川区平等寺字深沢 526 番４から同市吉川区坪野字西ノ峰747番１まで	新	5.8～17.0メートル	58.0メートル
	旧	5.8～17.0メートル	58.0メートル

◎新潟県告示第1520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　路　線　名　県道　大潟高柳線

2　供用開始の区間

上越市吉川区平等寺字深沢526番４から同市吉川区坪野字西ノ峰747番１まで

3　供用開始の期日　平成24年12月28日

◎新潟県告示第1521号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年12月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
狐沢地区	新発田市戸板沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2　南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北ノ沢地区	南魚沼市九日町	次の図のとおり	土石流
八岡地区	南魚沼市九日町・城山新田	次の図のとおり	地すべり
海士ヶ島新田地区	南魚沼市海士ヶ島新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
海士ヶ島新田(2)地区	南魚沼市海士ヶ島新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畑沢地区	南魚沼市永松	次の図のとおり	土石流
内山沢地区	南魚沼市永松	次の図のとおり	土石流
サッソウ地区	南魚沼市永松	次の図のとおり	土石流
岩崎地区	南魚沼市岩崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仙之入沢地区	南魚沼市岩崎	次の図のとおり	土石流
朴ノ木沢地区	南魚沼市岩崎	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1522号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第８条第１項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年12月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
狐沢地区	新発田市戸板沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

２　南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
海士ヶ島新田地区	南魚沼市海士ヶ島新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
海士ヶ島新田(2)地区	南魚沼市海士ヶ島新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

サッソウ地区	南魚沼市永松	次の図のとおり	土石流
岩崎地区	南魚沼市岩崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
朴ノ木沢地区	南魚沼市岩崎	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1523号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　都市計画の種類及び名称
　・種類　燕弥彦都市計画火葬場（燕市決定）
　・名称　１号　燕・弥彦総合事務組合斎場
２　縦覧の場所
　新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1524号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　変更に係わる都市計画の種類及び名称
　・種類　燕弥彦都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（燕市決定）
　・名称　１号　燕・弥彦総合事務組合環境センター
２　縦覧の場所
　新潟県土木部都市局都市政策課

公　　告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年12月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　調達件名及び数量
　新潟県ＬＡＮシステム用ネットワーク機器等一式（その17）の借上げ
２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　新潟県総務管理部情報政策課
　新潟県新潟市中央区新光町４番地１
３　調達方法
　借入
４　契約方式
　一般競争入札
５　落札決定日

平成24年11月27日（火）
6　落札者の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ信越新潟支店
新潟県新潟市中央区笹口１丁目26番９
7　落札価格
30,744,000円
8　入札公告日
平成24年10月16日（火）
9　落札方式
最低価格

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第２項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び村上地域振興局において縦覧に供する。

平成24年12月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　申請のあった年月日
平成24年12月12日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人村上トライアスロン
3　代表者の氏名
大滝　哲也
4　主たる事務所の所在地
村上市緑町４丁目２番56号
5　定款に記載された目的
この法人は、トライアスロン大会の開催及び関連事業を行う事により、村上市のスポーツ・教育・産業の振興に寄与することを目的とする。
6　定款に記載された特定非営利活動の種類
(1)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(2)　まちづくりの推進を図る活動
(3)　国際交流の活動
(4)　経済活動の活性化を図る活動
(5)　社会教育の推進を図る活動

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第２項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び十日町地域振興局において縦覧に供する。

平成24年12月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　申請のあった年月日
平成24年12月13日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人Ｔａｐ
3　代表者の氏名
尾池　三佐子
4　主たる事務所の所在地
中魚沼郡津南町大字下船渡丁1633番地１

５　定款に記載された目的

この法人は、人と人、世代と世代、人間と自然、地域と地域のつながりを大切にした文化活動及び地域活動を多分野で継続的かつ広域的に展開し、「人が人として自由で幸せな生活が営まれる地域社会を実現し、健全な心身の保持増進や活力に満ちた人づくりとまちづくり」に寄与することを目的とする。

６　定款に記載された特定非営利活動の種類

(1)　まちづくりの推進を図る活動

(2)　社会教育の推進を図る活動

(3)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(4)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(5)　農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(6)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第 10 条第１項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第２項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成24年12月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　申請のあった年月日

平成 24 年 12 月 18 日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ポジティブライフスポーツクラブ

３　代表者の氏名

畠山　健一

４　主たる事務所の所在地

新発田市舟入町１丁目 12 番 28 号

５　定款に記載された目的

この法人は、新発田市及び近隣地域の子どもから高齢者までの幅広い市民がいつでも前向きに様々なスポーツを気軽に親しめる地域スポーツクラブとなることを目指し、もって市民一人一人が健康で文化的な生活をおくれる、明るく活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

６　定款に記載された特定非営利活動の種類

(1)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(2)　子どもの健全育成を図る活動

(3)　まちづくりの推進を図る活動

(4)　社会教育の推進を図る活動

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更について（公告）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第４条第７項及び第８項の規定により、新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を次のとおり変更し、平成25年１月１日から適用する。

平成24年12月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　第１種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 平成24年の知事管理量等

すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにの管理の対象となる期間を平成23年から平成24年に、ずわいがにの知事管理量を330トンに変更した。

また、まいわしについては知事管理量は定めないものとした。

(2) 平成25年の知事管理量等

すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにの管理の対象となる期間を平成24年から平成25年に変更した。

また、すけとうだら、まさば及びごまさば並びにずわいがにの知事管理量については、管理の対象となる

期間が開始する前までに設定することとし、まいわしについては知事管理量は定めないものとした。

２　第１種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

平成24年のずわいがにの採捕の種類別の数量を次のとおりとした。

ずわいがにかご漁業	21トン
小型機船底びき網漁業	148トン
刺し網漁業	148トン
その他のかご漁業等	13トン

また、平成25年のずわいがにの採捕の種類別の数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定することとした。

３　第２種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

管理の対象となる期間を、平成24年から平成25年に変更し、かつ開始日を９月16日から９月１日に変更した。

４　第２種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

管理の対象となる期間を、平成24年から平成25年に変更し、かつ開始日を９月16日から９月１日に変更した。

人事委員会規則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長　　鶴　巻　　克　恕

新潟県人事委員会規則第６－1704号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第６－470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第２条、第３条関係）
特地勤務手当級別区分
<table>
<tr><th>所在地</th><th>公　署</th><th>級別区分</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>（略）
魚沼市

（略）</td><td>（略）
（略）
<u>小出警察署湯之谷駐在所</u>
（略）</td><td>２級地</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１（第２条、第３条関係）
特地勤務手当級別区分
<table>
<tr><th>所在地</th><th>公　署</th><th>級別区分</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>（略）
魚沼市

（略）</td><td>（略）
（略）
<u>小出警察署大湯駐在所</u>
（略）</td><td>２級地</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、平成24年12月５日から適用する。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第７号

新潟県公立小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程(昭和50年12月新潟県教育委員会告示第８号)の一部を次のように改正し、平成25年４月１日から実施する。

平成24年12月28日

新潟県教育委員会

委員長　栗　田　修　行

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（用語の定義） **第３条**　（略） (1)～(7)　（略） (8)　転任　当該市町村において、事務主幹を総括事務主幹に、主任を主査に、及び総括事務主幹を事務主幹に任命することをいう。 (9)　（略） (10)　降任　当該市町村において、教頭又は主幹教諭を教諭、養護教諭又は栄養教諭に、栄養主査を学校栄養職員に、並びに総括事務主幹又は事務主幹を主査、主任又は主事に、及び主査又は主任を主事に任命することをいう。 (11)～(21)　（略）	（用語の定義） **第３条**　（略） (1)～(7)　（略） (8)　転任　当該市町村において、主任を主査に任命することをいう。 (9)　（略） (10)　降任　当該市町村において、教頭又は主幹教諭を教諭、養護教諭又は栄養教諭に、栄養主査を学校栄養職員に、並びに事務主幹を主査、主任又は主事に、及び主査又は主任を主事に任命することをいう。 (11)～(21)　（略）
（職名） **第12条**　教職員の職名は、校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、栄養主査、学校栄養職員、総括事務主幹、事務主幹、主査、主任及び主事とする。	（職名） **第12条**　教職員の職名は、校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、栄養主査、学校栄養職員、事務主幹、主査、主任及び主事とする。
（昇任及び転任） **第17条**　学校栄養職員、主査及び主事の昇任並びに事務主幹及び主任の転任は、新潟県教育委員会が行う選考に合格した者の中から行うものとする。	（昇任及び転任） **第17条**　学校栄養職員、主査及び主事の昇任並びに主任の転任は、新潟県教育委員会が行う選考に合格した者の中から行うものとする。
（別記様式） 辞令書 （略） 辞令書記入要領 Ⅰ・Ⅱ　（略） Ⅲ　（発令事項）欄の記入 （略） １　採用 (1)～(5)　（略） (6)　総括事務主幹、事務主幹、主査、主任及び主事の場合 （略） ２～５　（略） ６　転任 (総括事務主幹・事務主幹・主査)に転任させ	**（別記様式）** 辞令書 （略） 辞令書記入要領 Ⅰ・Ⅱ　（略） Ⅲ　（発令事項）欄の記入 （略） １　採用 (1)～(5)　（略） (6)　事務主幹、主査、主任及び主事の場合 （略） ２～５　（略） ６　転任 主査に転任させる

る 　　行政職の○級に決定する。 　　（略） 　７～19　（略） Ⅳ　（略）	行政職の４級に決定する。 　　（略） 　７～19　（略） Ⅳ　（略）

新潟海区漁業調整委員会指示

◎新潟海区漁業調整委員会指示第８号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第１項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認めた者については、適用しない。

平成24年12月28日

新潟海区漁業調整委員会　会長　宮島　英雄

１　禁止海域

次に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ア　北緯３７度３０．８７９分、東経１３８度３５．０６９分の点
点イ　北緯３７度３０．６１０分、東経１３８度３５．７８９分の点
点ウ　北緯３７度２９．８８０分、東経１３８度３５．５８９分の点
点エ　北緯３７度２９．４６０分、東経１３８度３６．４８９分の点
点オ　北緯３７度２８．５８０分、東経１３８度３５．９８９分の点
点カ　北緯３７度２８．９３０分、東経１３８度３５．３０９分の点
点キ　北緯３７度２８．５３０分、東経１３８度３５．００９分の点
点ク　北緯３７度２８．９２０分、東経１３８度３３．５５９分の点

２　禁止期間

平成２５年１月１日から平成２６年１２月３１日まで

出雲崎地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域図

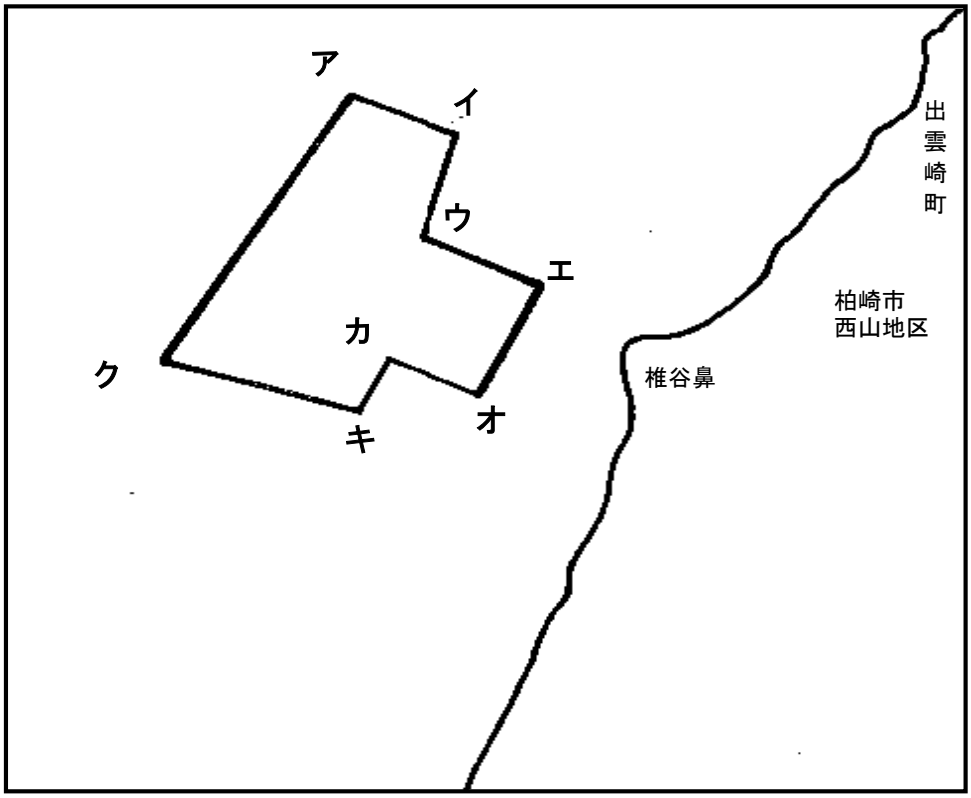

佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第４号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第１項の規定により、佐渡海区におけるかご漁業について、水産資源の繁殖保護並びに沿岸漁業の調整を図るため、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は平成25年１月１日から平成25年12月31日までとする。

平成24年12月28日

佐渡海区漁業調整委員会　会長　野崎　眞澄

かご漁業は、共同漁業権漁場内において営む場合及び新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第７条第８号の許可を受けて営む場合を除き営んではならない。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第14号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県公安委員会

委員長　本　望　雅　子

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づく行政処分の適正な公表に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（公表の対象となる行政処分）

第２条　公表の対象となる行政処分は、新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）において行った次の各号に掲げる行政処分とする。

(1) 法第７条第１項に規定する認定の取消し

(2) 法第22条第１項又は法第25条第２項第１号に規定する指示処分

(3) 法第23条第１項又は法第25条第２項第２号に規定する営業停止命令

(4) 法第24条第１項又は法第25条第２項第３号に規定する営業廃止命令

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、公表しないものとする。

(1) 法第７条第２項、第23条第３項若しくは第24条第２項の規定による国土交通大臣の同意又は法第23条第２項の規定による国土交通大臣からの要請に際し、国土交通大臣から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合

(2) 公安委員会において当該処分の公表が適切でないと認められる特段の事情がある場合

（公表の内容）

第３条　行政処分の公表の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 認定証番号

(2) 自動車運転代行業者の名称又は記号

(3) 主たる営業所が所在する市町村

(4) 処分年月日

(5) 処分内容

(6) 処分理由

(7) 根拠法令

(8) 処分を行った公安委員会

（公表の方法及び期間）

第４条　行政処分の公表の方法及び期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公表の方法

当該行政処分実施後速やかに、公安委員会のホームページに別記様式の内容を掲載する。

(2) 公表の期間

当該行政処分が行われた日から起算して２年間とする。

附　則

この規則は、平成25年１月１日から施行する。

別記様式

被処分者	認定証番号	公安委員会　第　　号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	
	主たる営業所が所在する市町村	
処分年月日		年　　月　　日
処分内容		
処分理由		
根拠法令		
処分を行った公安委員会		公安委員会

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第66号

技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第１条の規定により、平成25年中の技能検定員審査を次のとおり行う。

平成24年12月28日

新潟県公安委員会

委員長　本　望　雅　子

１　審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査期日	申請期間
技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	第１回	４月22日（月）から４月26日（金）までの５日間 （午前９時から午後５時まで）	３月14日（木）から３月28日（木）までの間
	第２回	11月18日（月）から11月22日（金）までの５日間 （午前９時から午後５時まで）	９月12日（木）から９月26日（木）までの間
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽引）	第１回	５月27日（月）から５月31日（金）までの５日間 （午前９時から午後５時まで）	４月１日（月）から４月15日（月）までの間
	第２回	10月７日（月）から10月11日（金）までの５日間 （午前９時から午後５時まで）	７月25日（木）から８月８日（木）までの間

２　審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港７丁目１番地１

新潟県警察本部交通部運転免許センター

３　受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

(1) 25歳以上の者であること。

(2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（技能検定員審査（大型二種）を受審する場合は大型二種免許、技能検定員審査（中型二種）を受審する場合は大型二種免許又は中型二種免許、技能検定員審査（普通二種）を受審する場合は大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。

(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の２第４項第２号ロからホまでのいずれにも該当しない者であること。

(4) 対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者であること（技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する場合に限る。）。

４　審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者は、免除細目以外の細目）について行う。

(1) 技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）

ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）

イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）

ウ　法第108条の28第４項に規定する教則の内容となっている事項（論文）

エ　自動車教習所に関する法令についての知識（論文）

オ　技能検定の実施に関する知識（論文）

カ　自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）

(2) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）

イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）
ウ　旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識（論文）
エ　自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）

5　審査の申請手続

技能検定員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

(1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し
(2) 審査細目の一部を免除される者は、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
(3) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する者は、対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の写し

6　審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

7　本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係
電話番号　025－256－1212　内線　257

◎新潟県公安委員会告示第67号

技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第10条の規定により、平成25年中の教習指導員審査を次のとおり行う。

平成24年12月28日

新潟県公安委員会
委員長　本　望　雅　子

1　審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査期日	申請期間
教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	第１回	３月４日（月）から３月８日（金）までの５日間 （午前９時から午後５時まで）	１月24日（木）から２月７日（木）までの間
	第２回	７月１日（月）から７月５日（金）までの５日間 （午前９時から午後５時まで）	５月１日（水）から５月16日（木）までの間
	第３回	10月28日（月）から11月１日（金）までの５日間 （午前９時から午後５時まで）	８月28日（水）から９月11日（水）までの間
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽引）	第１回	５月20日（月）から５月24日（金）までの５日間 （午前９時から午後５時まで）	４月１日（月）から４月15日（月）までの間
	第２回	９月30日（月）から10月４日（金）までの５日間 （午前９時から午後５時まで）	７月25日（木）から８月８日（木）までの間

2　審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港７丁目１番地１
新潟県警察本部交通部運転免許センター

3　受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

(1) 21歳以上の者であること。
(2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（教習指導員審査（大型二種）を受審する場合は大型二種免許、教習指導員審査（中型二種）を受審する場合は大型二種免許又は中型二種免許、教習指導員審査（普通二種）を受審する場合は大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。
(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の３第４項第２号ロ及びハに該当しない者

であること。

(4) 対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者であること（教習指導員審査（大型二種)、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受審する場合に限る。)。

4　審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者は、免除細目以外の細目）について行う。

(1) 教習指導員審査（普通)、教習指導員審査（大型)、教習指導員審査（中型)、教習指導員審査（大特)、教習指導員審査（大自二)、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）

ア　教習指導員として必要な自動車の運転技能（実技）

イ　技能教習に必要な教習の技能（面接）

ウ　学科教習に必要な教習の技能（面接）

エ　法第108条の28第４項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識（論文）

オ　自動車教習所に関する法令についての知識（論文）

カ　教習指導員として必要な教育についての知識（論文）

(2) 教習指導員審査（大型二種)、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

ア　教習指導員として必要な自動車の運転技能（実技）

イ　技能教習に必要な教習の技能（実技）

ウ　旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識（論文）

5　審査の申請手続

教習指導員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

(1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し

(2) 審査細目の一部を免除される者は、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面

(3) 教習指導員審査（大型二種)、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受審する者は、対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の写し

6　審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

7　本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係

電話番号　025－256－1212　内線　257